平成28年9月5日開催

高崎市第26回農業委員会 農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

- ◎開会の宣告
- ○部会長(寺崎正親) ただいまから第26回農業委員会農地部会を開催いたします。

本日、18番、青柳隆委員、19番、柄沢髙男委員から欠席との連絡がございましたので、報告させていただきます。

次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

- ○全員 異議なし。
- ○部会長 それでは、3番、深井喜久司委員、11番、伊藤實委員の2名を指名いたします。

書記の任命につきましては、事務局、武藤主任主事を任命いたします。

それでは、議事に入ります。発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

1番 契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地、取消理由につきましては申請地においての太陽光発電事業の計画がなくなったためとのことでございます。

- ○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。 質疑をお受けしたいと思います。
- ○全員 なし。
- ○部会長 異議がなければ承認してよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は物置及び車庫でございまして、土地を取得後、物置を建築する計画が頓挫したためとのことでございます。変更後の契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございます。関連案件といたしまして、議案書23ページ、第5条許可申請、議案第5号ナンバー34番

が提出されております。

2番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、承継者からの要望によりとのことでございます。変更後の契約内容は売買、通路用地でございます。関連案件といたしまして、新たに第5条許可申請が提出されております。議案書25ページ、ナンバー41が関連案件でございます。

3番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅及び倉庫でございまして、住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございまして、変更後の契約内容は売買、転用目的は露天資材置き場でございます。関連案件といたしまして、議案書29ページ、第5条許可申請議案第5号ナンバー55が提出されております。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

- ○全員 なし。
- ○部会長 異議がなければ承認してよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

農地法第3条の規定による許可申請について

- 1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 3番 契約内容は地上権設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。申請内容について申請者と協議中のため、保留でお願いします。
- 4番 契約内容は地上権設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。
- 5番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請 でございます。
- 6番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。
- 7番 契約内容は賃貸借、所有者が耕作できなくなった農地を活用し、農業経営の規模拡大を図りたいという 申請でございます。
- 8番 契約内容は賃貸借、所有者が耕作できなくなった農地を活用し、農業経営の規模拡大を図りたいという

申請でございます。

9番 契約内容は売買、以前より管理を任されている申請地を兄より買い受け耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は地上権設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。

11番は取り下げでお願いいたします。

12番 契約内容は賃貸借、所有者が耕作できなくなった農地を活用し、農業経営の規模拡大を図りたいという申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、経営移譲をした農地の設定期間が満了するため再設定をしたいという申請でございます。

14番 契約内容は地上権設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のため地上権を設定したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、農地を売却することになったため代替地を取得したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、所有者が耕作できなくなった農地を活用し、農業経営の規模拡大を図りたいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除く16件でございます。この16件につきましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または第3条第2項にただし書きに該当するため許可要件の全てを満たしていると考えられることをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。 質疑をお受けしたいと思います。
- ○全員 なし。
- ○部会長 よろしいですか。
- ○全員 はい。
- ○部会長 そうすれば、3番がまだ県のほうに聞いているということで回答が返っていないということで保留、11番が取り下げ、14番が保留ということで、ほかのものについては異議がなければ許可してよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 そうすれば、許可することといたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1につきましては、事前調査案件でございます。

事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

別添資料、農地法第4条許可申請ナンバー1の審議資料をごらんください。

表紙は位置図でございます。真ん中、中央のやや上、マーカーで丸で示された場所が申請地でございまして、 高崎市箕郷支所から北へ約2キロメートルのところに位置しております。

1枚おめくりください。案内図でございます。図面上部、黄色に着色された箇所の5筆が申請地でございます。申請地周辺につきましては、西に向かって農地の広がりがあります農振農用地でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。真ん中の申請法人の名称がある5筆につきましてが申請地でございます。また、こちら縮尺についてA3のものをA4にした事情から縮尺は合っておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

1枚おめくりください。土地利用計画図でございます。図面のように、既に太陽光パネルが設置されてある状況でございます。当時の申請の内容につきましては、太陽光パネル数は1,806枚、計画発電量は500キロワットでございまして、農地に対するパネルの面積であらわす単純遮光率につきましては38%でございました。

1枚おめくりください。こちら、パネルに対する支柱の配置図及び転用面積の計算図でございまして、支柱の位置をごらんいただければと思います。

1枚おめくりください。こちらは、設置されます太陽光パネルの架台の立面図でございます。

次のページは太陽光の日射の状況が示された図になりますので、参考までにごらんいただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、営農計画書でございます。同じものが各5筆ついておりますので、一つの地番のものだけ説明をさせていただきたいと思います。営農計画書、下にあるとおり、こちらの作物につきましては、フキとフキノトウでございます。

1枚おめくりください。(2)、営農に必要な農作業期間でございます。こちらフキとフキノトウの1年目とあるのですが、こちらは1年目を4年目に読みかえていただきまして、4年目、5年目、6年目の状況で、毎年、同じような収穫というふうに聞いております。(3)でございますが、所有農機具が記載されております。また、一番上の農機具の寸法の一部が誤りがございまして、全幅が380とございますが、こちらは160の誤りですので、ご訂正をお願いしたいと思います。

次のページをごらんください。次のページの(3)、下部の農地の単収というところがございます。こちらは、フキの真ん中、地域の平均的な単収2,000キログラム、10アール当たりの収量が記載されております。そちらに対して1,600キログラム、10アール当たり、収穫の見込みがあることから、営農型の発電の更新の基準となります8割を満たしておることになります。また、フキノトウにつきましても、地域の平均的な単収は150キログラム、10アール当たりのものに対しまして120キログラム、そちらも8割を満たしているところになります。こちらについて補足をさせていただきたいと思

います。

こちらは昨年の12月に報告を受けておりまして、その際は大体7割、2,000キログラムに対して7割収量を確保しましたという報告をいただいております。また、事務局でも現地を確認したところ、報告の裏づけとして現地のほうは整っておりますことをご報告させていただきたいと思います。

次のページからは同じ営農計画書になりますので、そちらは省略させていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

今回は第2班の調査でございますので、調査班長の生方委員からご報告をお願いいたします。

○8番生方委員では、事前調査第2班の生方富行、報告させていただきます。

農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。 なお、当日は申請法人の担当者2名の出席でした。

質問1 現地を確認いたしましたが、予想以上によく管理されていると感じました。フキの生育には除草が欠かせませんが、どのくらいの頻度で除草を行っているのですか。

回答年に二、三回、夏場に集中して行っています。

質問2 作付から3年目ですので、現在がフキの生育のピークかと思います。今後については収量が減少していくかと思いますが、その点についてはどのように考えておりますか。

回答 フキをつくっている農家の方から数年たって根が張り過ぎている場合には、通路をつくるなど間隔をあけたほうがよいと聞いております。いろいろな意見を参考に社内で検討させていただいて対策をしていきたいと思います。 質問3 実際に営農型発電に取り組んでみて、手応えはどうですか。

回答 当初考えていたよりも手応えを感じていますが、収穫をしてみてもう少し改善できると感じる部分もあります。 質問4 フキだけでなくフキノトウも収穫していますか。

回答 3年前に申請した当時は、フキだけの計画でしたが、フキノトウも収穫できるようになりましたので、収穫しております。

質問5 本申請地以外の営農型発電を許可されている農地についても、本件と同様に3年に一度、更新の許可申請が必要となりますが、今回のような営農実績を期待していますので頑張ってください。

回答はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○1番吉井委員 1番の吉井です。この資料を見ますと、筆数が1つ、2つ……5筆になるのですか。全部で7反歩 ぐらいになるのですか。

- ○事務局 全部で5筆で、7,817平米というところになります。
- ○1番吉井委員 これは、今現在全てほぼ同じように収量数はなされているわけですか。
- ○部会長 事務局。
- ○事務局 報告につきましては、昨年の12月に受けていまして、その際はこの2,000キログラムが7割という形で報告を 受けております。
- ○部会長 はい、どうぞ。
- ○1番吉井委員 多分この申請者は直売店で出していると思うのですけれども、この7反歩、フキも全部それで処分できているのですか。
- ○部会長 はい。
- ○事務局 そちらは確認したところ、今のところは直売所に出しているというふうには口頭での回答ですが、伺っております。
- ○1番吉井委員 売れているのなら、それは構いませんけれども。たしか30店舗ぐらいというふうに聞いていますけれ ども。7反歩というのは結構な量になるし。わずか半年でないわけですから。
- ○依田会長 実際にはもうちょっととれそうだったのを、やっぱり何かその辺のスムーズにうまく販売のほうだとか、加工 のほうに回すのがいかなくて、取り切らないで置いたというところがあったって何回か前にそんな報告もあったよね。
- ○事務局 そうですね、はい。
- ○9番瀧野委員 ここだけではないのですよね、ほかにもフキをやっているのです。
- ○1番吉井委員 この成果物の販売というのは、シェアリングの場合、大体8割というけれども、あれは普通の露地でやっている。でも、そういう中でいいとき悪いとき、豊作であれば物によっては価格が下がれば、市場に聞いても、1%ふえれば価格が1割、2割相場が下がると、そういうものだと思うね。これだけ大きな規模にして、秋田のフキというか、そういう産地の銘柄になっていれば別ですけれども。市場からしたら、多分二東三文だと思うのですね。ですから、きちんと管理してやっていければそれで結構なのだけれども、いま少し工夫してもらわないと。結局恐らくこの申請者の売電収入は相当営農のほうにつぎ込んでいると思うのです。そうでなければ、我々大体8割の収量では生活できませんから。ですから、その売電収入でどうでどう減らせるかがあれでしょうにね、売電収入つぎ込みが減らせるかが勝負だと思うのですけれども。恐らく太陽光で入った人たちはシェアリングで太陽光でもうけて、農作でももうけるなんて虫のいい話だと思うね。ですから、営農のほうは、恐らく20年間全部赤字だと思います。要は売電収入にどの程度つぎ込めるか、その辺の話だと思いますので、今後とも知恵を差し出してやっていただきたいと思います。。
- ○9番瀧野委員 いいですか。
- ○部会長 はい。
- ○9番瀧野委員 自分も現地を見させていただいて、その状況を見た限りにおいては一般の農家並みの収量といいますか、そのくらいは確保できそうだという印象を受けました。ですから、そこそこやられているのではないかなと思います。

- ○1番吉井委員 あとは、問題は販売数だね。
- ○8番生方委員 そうですね。
- ○依田会長 この申請者のいいところは、自分のところで販売のチャンネルを持っているということが一番いいところ だね。それと、さっき吉井委員が心配していた、どうももうフキもこれ以上はつくれないだろうという最近の営農計画 書を見るとフキではなくなってきている。
- ○1番吉井委員 そうでしょうね。それは、米から野菜から、野菜も1%ふえればもうそこはがくんと下がるものなのです。 だから、今までは日本列島長いから北から南へ、南から北へ産地が移っていくだけで同じことだから。どこかで1カ 所どかんと出れば途端にもう相場は下がるのです。だから、そんなうまい話は農業ではないのです。
- ○依田会長 大分考えて葉物に切りかえてきているのです。
- ○1番吉井委員 葉物も大変なのです、これは。
- ○依田会長 ハクサイだとかそういうところに。
- ○1番吉井委員 ハクサイとかホウレンソウとかね。
- ○依田会長 または、レタスだとか。
- ○部会長 事務局、どうぞ。
- ○事務局 補足なのですけれども、今回農地所有適格法人になって今の法人と同系列の太陽光メーンの法人があるかと思うのですけれども、こちらの農地所有適格法人につきましては、また農業収入が全体の収入の半分以上、2分の1以上農業収入の割合がないと農地所有適格法人というのはなくなってしまうので、そちらについても私もこちらの法人に聞きまして、そのバランスというのは大丈夫なのですかという話を確認させていただきました。その際に、相手の法人からは、農業収入のほうが2分の1を下回らないように調整はしていますというふうに考慮しているという話は伺っております。

以上でございます。

- ○部会長ということだそうです。ほかはどうですか。よろしいですか。
- ○全員 なし。
- ○部会長 それでは、ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 それでは、許可相当とすることといたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 2番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。
- 3番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 駐車場が不足しており、また庭も狭いため、自宅に隣接する申請地を利用したいという露天駐車場及び庭 用地の申請でございます。

- ○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。 質疑をお受けしたいと思います。
- ○全員 なし。
- ○部会長 異議がなければ、許可相当としてよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1からナンバー4につきましては、事前調査案件でございます。

事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございます。

別添、農地法第5条許可申請ナンバー1、審議資料をごらんいただきたいと思います。

1枚目をごらんください。位置図でございます。図面の左側、赤い色で示された部分が申請地でございまして、地図には八幡北部保育園とありますが、正しくは高崎市立八幡北部保育所となっております。その保育所から東へ直線距離で170メートルの場所でございます。

1枚おめくりください。周辺の案内図でございます。国道406号線から下大島町の信号を左に入った土地となります。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。図面の方向が変わりまして、ホッチキスどめのされたほうが北側になります。こちらは隣接地の図面になります。

もう一枚おめくりください。赤色で示された場所が申請地でございます。申請地の東側、南側、北側は水路が流れており、西側は畑で果樹園となっております。

1枚おめくりください。土地利用計画図でございます。図面の方向が変わりまして、ホッチキスどめの部分を左に見て、右斜め上が北方向になっております。申請地に建築されるのはコンビニエンスストアの店舗1棟でございまして、道路から見て、手前と左奥に駐車場、右奥へ建物が建ちます。敷地内はアスファルト舗装をし、車両の出入りにつきましては、南東側の道路に8メートルと10メートルを1カ所ずつ、南西側の道路に8メートルを1カ所ずつの計3カ所を設置いたします。排水計画は、汚水雑排水につきましては、合併浄化槽に接続し、側溝へ放流いたします。雨水排水ですが、駐車場は水勾配をつけた舗装をし、場内に敷地内側溝を設置し、そこへ集水いたします。

そこから敷地の東側の端に設置された浸透貯留施設へ集水し、オーバーフロー分は外側の側溝へ放流いたします。

1枚おめくりください。こちらは、先ほど補足説明をさせていただきました桃の果樹園への対策図面です。北西側の境には農地と建物の間は4メートル以上のスペースを設け、下は採石をしています。そして、農地との境には手前に高さ4メートルの防薬ネットを設置し、さらにその後ろに擁壁と、その上に1.2メートルのメッシュフェンスを設置いたします。また、農薬散布時期には果樹園に隣接している駐車場は使用休止とし、注意看板も設置する予定です。また、外灯は特に設置せず、店舗に設置される看板と県道側に面した両サイドにサインポールの点灯があるものとなります。

1枚おめくりください。こちらは建物平面図でございます。建物は平屋建てで一般的なコンビニエンスストアの形態でございます。残りの2枚につきましては、立面図とコンビニの陳列図面となっております。参考にごらんください。 以上簡単ではございますが、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。
- ○8番生方委員 報告いたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取り調査をした調査結果をご報告いたします。

なお、当日は譲受人の担当者1名、設計業者1名、代理人1名、計3名の出席でした。

質問1 周りの農地への影響ですが、申請地西側に桃畑があり、農薬散布等の対策を協議していただいたようですが、お互いにしっかり話し合い、協議した内容については確実に実行していただきたい。

回答 弊社と土地の所有者と隣接する農家の方と協議を行い、対応策を書面に残してほしいということでしたので、対応図面を作成いたしました。今回、当方から求めました覚書には捺印をいただけませんでしたが、きちんと対応していただきたいと考えております。

質問2 防薬ネットの設置する高さが4メートルとありますが、機械でまくと農薬は5メートルぐらい上がると聞いています。4メートルに決めた基準を教えてください。

回答 協議した際に4メートルあればよいとのことでしたので、その高さで決めました。現在ある桃畑のネットは、4メートル50センチぐらいですので、今回設置するネットの基礎の高さ約50センチと合わせますと、現在あるネットと同じくらいの高さになると思います。

質問3 防薬ネットの網目の大きさはどのくらいですか。現在、桃畑にある防虫ネットよりは細かいのですか。

回答 防虫ネットよりは細かいものになります。また、ネットは常に張っているのではなく、その時期になったら使用できるようカーテン式のものを設置いたします。

質問4 農薬散布時には農地側の駐車場に使用休止の看板を出す計画のようですが、具体的な時期については伺っているのですか。

回答 事前にお知らせいただく農薬をまく時間帯に合わせ、駐車場への使用休止の看板を出したり、防薬ネットを張るように考えております。時期というより時間帯での対策となりますので、農家の方とよく連絡を取り合いながらしっかりと対応したいと考えています。

質問5 地目のことですが、台帳上は登記及び現況が田となっていますが、現地を確認したところ土が入っており、畑のようになっていました。以前からこのような状態なのですか。

回答 弊社で最初に現地を確認したのは3年〈らい前ですが、そのときも現在の状態と変わりなかったと思います。

以上のような質疑応答がございました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

事務局、どうぞ。

○事務局 先ほどの質問5についての補足説明をさせていただきます。

現地を確認したところ、既に土が入っており、田から畑のようになっていたということで譲渡人に確認したところ、四、五年ほど前に農作業が困難になり、田へ土を入れてしまって畑の状態にしてしまったということでした。本来ですと、農地改良届が必要なところですが、今回の申請に関しましては、事前着エということではなく、現地も畑として農地性はあることから、特に始末書は必要ないと判断させていただきました。

質問5の補足説明は、以上でございます。

○部会長 事務局から補足の説明がありました。

そのほかどうでしょうか、皆さん。

よろしいですか。

- ○全員 なし。
- ○部会長 ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。 続きまして、ナンバー2の説明を事務局、お願いいたします。
- ○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、お手元の審議資料をごらんください。農地法第5条許可申請ナンバー2、審議資料でございます。

1枚目は位置図でございます。上が北側になります。右手側、丸〈囲まれたところが申請地でございます。育英短期大学から東に約700メートルに位置しております。

1枚おめくりください。案内図でございます。ホッチキスでとめた側が北になります。南北に走っている道が前橋長瀞線になりまして、前橋長瀞線から西に200メートルほど入ったところが申請地でございます。北側が公園、西側に集落がありまして、南に向かって集落が広がっております。

1枚おめくりいただきまして公図でございます。ホッチキスでとめた側が北側になります。北側がグラウンドゴルフ場の公園、東側が畑、南と西側が公衆用道路に面しております。

1枚おめくりください。パネルの配置図になります。上が北側になります。816枚の太陽光パネルが並んでおりまして、これは当初の計画と同じ配置になっております。

1枚目おめくりください。こちらは、パネルの架台の配置図になります。こちらも当初の計画と同じものになります。

1枚おめくりください。立面図になります。一番低いところで2.3メートル、高いところで2.7メートルになりまして、パネルとパネルの間は719ミリになっております。

1枚おめくりいただきまして営農計画書になります。こちらのパネルの下ではタマリュウを栽培しておりまして、タマリュウのマット栽培をしております。30センチ×60センチのマットになりまして、最大で4,000枚が置ける面積となっております。

1枚おめくりください。一番上、(2)、営農に必要な農作業の期間ということで、春から夏、暑くなるまでと秋の期間に株分けを行いまして、その出荷してあいた部分に株分けしてふやしていくという計画になっております。ただ、現在は4,000枚を置けるところに対して、4,000枚栽培を行っているのですけれども、出荷を行っていないということになりますので、現在は水くれや肥料やり、除草を行っているというような状況になります。

1枚おめくりください。一番下、(3)、下部の農地の単収。先ほど申し上げましたけれども、最大で4,000マット置けるところで4,000マット栽培しているという状況になりまして、数値としては100%栽培を行っていると。単収としては100%と書いておりますが、品質的には販売するほどのものができていないということになりますので、出荷については現在はほぼゼロというような状況になっております。

1枚おめくりいただきまして、その他の営農計画でございます。こちらについては、上限が4,000マットを栽培しているとのことなのですけれども、販売を行っていないということなので今後出荷量をふやしていきたいということで記載がされております。品質的にまだ出荷するほどになっていないということなので、肥料等工夫して品質を上げていきたいということが書かれておりまして、今後は販路を開拓していきたいというようなことが記載されております。

1枚おめくりください。こちらはマットの配置図になります。これで4,000マットが配置されております。

1枚おめくりいただきまして、前橋市の日射量とタマリュウの光合成の数値とグラフになります。参考にごらんください。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。
- ○8番生方委員 では、報告いたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果を報告いたします。

なお、当日は耕作者の家族と代理人の2名の出席でした。

質問1 親族の会社と知人に600パレットを出荷されたとのことですが、単価はどのくらいですか。また、今後単価はどの程度を予定していますか。

回答 今後の販売の目安として、知人に販売したため、正確に幾らというような形ではありません。販売について

は、1パレット1,000円ぐらいを目安に考えています。

質問2 現地を確認しまして、大変きれいにつくられておりましたが、出荷をされていないとのことなので、今後の出荷についてはどのように考えておりますか。

回答 インターネットを見ましても、かなりの数の造園業者がありますので、その中の一件にでも販売できるように鋭意努力してまいりたいと思います。

質問3 当初申請時の計画では、年に200万円の利益目標とのことでしたが、3年たって販売されていないということは営農の実態がないと判断されかねませんが、その点についてはどのように考えておりますか。

回答 タマリュウは日陰で育てていますので、成長するのには1年半ほどかかります。当初植えたものがやっと大きくなってきたところです。注文があれば、出荷できる品質のものでそれなりの数量を出さないといけませんから、今のところは販売できる状態にまではなっておりません。販売については、これからというところです。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

吉井委員。

- ○1番吉井委員 1番の吉井です。これは、通常順調に植えれば、この面積で大体年間何パレットぐらい出荷できる。いわゆる8割という考えですか。
- ○部会長 事務局。
- ○事務局 栽培については、順次株分けを行っていきまして、実際に販売できるには、現在富岡のほうで栽培されている方に伺ったのですけれども、1年から半年ごとで栽培できるだけのものになるということになりますので、こちらのほうでは太陽光の下で栽培されるということで期間は多少通常の太陽の下よりもやっぱり農期で1年半ほどということになりますので、1年半で販売ができるだけのものになりまして、その後は申請者の努力次第になるかと思うのですけれども、販路を開拓して注文があれば販売を行っていくというような考え方でございます。
- ○1番吉井委員 4,000枚並んでいるということは1年半ぐらいだね、栽培に関して言うと。大体4,000枚のうちの3分の 1弱が出荷できる状態だということになるわけですね。
- ○依田会長 4,000枚だから2分の1で半分ずつやっても4,000枚出てくるわけだ。
- ○1番吉井委員 いや、だけれども、現実的に4,000枚並んでいるわけでしょう。だから、4,000枚並んでいる中で株分けして1年目のものもあれば、1年半ぐらいのものもある。ということは、大体3割ぐらいが1年半を過ぎたものになるわけでしょう。多く見れば、例えば4割が1年半たった出荷可能なものとすれば、四四、十六だから1,600枚ですよね。1,600枚ということは1枚、1パレット1,000円で売ったとしても諸収入が160万になると思いますが。ましてや、3年たったってまだ全然抜けなければ、3年先にまたこういう状態も考えられる。そういう場合にはどういうふうになるのでしょうか。
- ○部会長 事務局。

- ○事務局 当初の計画では6,000マットを栽培するという許可だったのです。それは2,000マットずつ、吉井委員さんがおっしゃるとおり、それを3期に分けて、その3期でローテーションで回していくという、2,000、2,000、2,000で売っていくということだったのですが、そちらはあくまで全面に敷くことを前提としていまして、実際にやってみますと、作業の通路とパネルの下の雨垂れ等がございまして、敷くのが4,000マットが今の敷地ですとベストということでして、吉井委員さんがおっしゃるとおり、4,000マットを3つに分けて3期で回していくというふうに考えております。
- ○1番吉井委員 そういうことですよね。
- ○事務局 はい。
- ○1番吉井委員 計画どおりでいけば、それは結構なのだけれども、問題は3年たって、こういう実際出荷できないということは、営業努力をやっても3年後も出荷できなくなるといった場合には、そのときはどうしますか。
- ○事務局 今回営農についてはやっているということは調査班の報告からは見ていただけるかと思うのですが、確か にその販売についてまだ販路がそこまでちゃんと開拓して入っていなかったというところがございますので、そちらにつ いて今後今回の許可を得てから再度そこら辺も販売していきたいということになりますので、今回については様子 見というふうに事務局のほうも考えてはおります。

以上でございます。

- ○部会長 はい。
- ○1番吉井委員 農業形態をつくるだけではだめなのだよね。売って初めて経営が成り立つわけだから。ただつくる、 4,000並べた、つくった、それで今後ともにずっと再認定を続けるということは、これは好ましくないと思うのです。非常 にタマリュウというのは頭のいいやり方です。人手もかからないで非常に利口なやり方だけれども、もしこれを周辺の 人がまねをしたらどうなりますか。売れないタマリュウをみんながつくって並べていく、そういう事態になりかねない。ま ともな人はまねしないだろうけれども、まねする人はいっぱい出てくると思う。そういうことも考えると、今後のあれを3年 後のこの状態ならどうなりますかというようなことまで、一応再認定に当たっては条件をつけないとぐあいが悪いので はないかなと思うのですけれども、どうでしょう。
- ○部会長 事務局。
- ○事務局 おっしゃるとおりでございまして、今こちらの営農計画には実際その4,000パレットをどういうふうに回してちゃんと販売ルートにのせていくかというものが、こちらの文書の中には欠落しております。それについては、改めて提出いただけるということになっておりますので、それについて再度販売に向けての計画は事務局としてもしっかり押さえていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○部会長よろしいですか。
- ○1番吉井委員 よろしいといったら、よろしい。再認定に当たっては、何らかの条件をつけないと、無条件で今のままやってくれないでは、ばかげておる。
- ○9番瀧野委員 よろしいですか。
- ○部会長 はい。
- ○9番瀧野委員 瀧野ですけれども、今吉井さんのお話だと思うのですけれども、模倣する方が今後出て〈ると思う

のです。非常に頭のいいやり方で、手もかからずつくれると思う。ただ、残念ながら販売実績もなければ、その先の 展開も予測できないということからして、今後まねした方に対して受け付けをするときのガードというのはつくる必要が あるのではないでしょうか。前例が非常に思わしくないということで、受け付けを、要するに妨げるというような策も考え ておかないといけないのではないでしょうか。その辺どうでしょうか。

- ○部会長 事務局。
- ○事務局 今回このタマリュウの1回目の更新ということになりまして、実際この更新に当たりまして、事務局としても先ほど担当のほうからお話があったとおり、富岡の生産者とかに聞いたりとかしております。そちらについて、本来でしたら1年半で売れるような状態になるということでして、今回も3年目を迎えるに当たって、販売実績がないというのはこちらの報告の後に営農実態がないよというふうに捉えられてもしようがないかなと思います。こちらについて模倣のほうなのですが、今回のこの例というわけではないのですけれども、こちらを念頭に置いて申請自体はよほど計画がしっかりしていないと、こちらの審議の場には持ってこないように事務局としても把握したいと考えております。
- ○9番瀧野委員 始まる前に会長の挨拶の中でありましたけれども、申請が上がってきて、許可をする前に皆さんでよく話し合って審議していくしかないのかなと、そんなふうにも考えています。
- ○依田会長 このタマリュウの件に関しては、営農計画書どおりにこれから3年後にちゃんと販売実績をとってくれないともうだめだよというのを含めて許可をしていくより仕方ないのだろうというふうに思っています。だから、同じことをこの3年後に出されてももう困るよと。
- ○9番瀧野委員 そういうことだと思うのです。それはぜひ。
- ○依田会長 という打ち合わせは、事務局とのすり合わせの中で意思の疎通はできていると。今のところはできていますので。
- ○部会長 そのほかにどうでしょうか。よろしいですか。
- ○全員 なし。
- ○部会長 ナンバー2につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。 続きまして、ナンバー3の説明を事務局お願いいたします。
- ○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

3番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、資料に従って説明をさせていただきます。今回資料が5条許可申請ナンバー3というとじられているものと、後からお配りしております「差しかえ」と右上に書かれたものの2つ種類がございますので、この2つをご用意いただきたいと思います。

それでは、ナンバー3審議資料のほうから説明に入ります。1枚目は位置図でございます。図面左上のほうに示してあるのが申請地でございまして、県立農林大学校から北東へ500メートルほど、みさと芝桜公園のすぐ南あたりに位置する場所でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらが案内図でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の方角が変わりまして、左側ホッチキスどめが北になります。中央でマーカーで示してある部分が申請地でございますが、実際にはこの筆の左の一部分のみがパネルが張られている場所でございます。周辺の地区は記載はございませんけれども、西側が山林で、そのほかの周辺の地目は畑でございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。再設定の申請でございますので、既にパネルを張られた状態でございます。その図面のように、申請地の左側部分、一部分にパネルが張られておりまして、パネル面はすき間が多いような張り方になっております。下のところに立面図が書いてございます。地面からの高さは3メートル、支柱と支柱との間は3.8メートルとなってございます。

おめくりいただきまして、営農計画書の説明に入るのですけれども、この後詳しくは調査班長さんの報告のほうがご ざいますが、これは事前調査の場で内容のほうに指摘がございまして、1回差しかえとなっておりますので、ここで差 しかえ等の審議資料のほうをご用意いただきたいと思います。

差しかえ資料のほうの営農計画書、こちらの説明に入ります。営農計画書のほうですが、簡単に概要を説明させていただきますと、パネル下部での作物はフキでございます。ですので、日照量の面ではパネルのすき間の多いパネルの張り方ですので、問題ないと思われます。また、申請地の面積も大きくはないため全て手作業が主体の営農ということでございますので、支柱の高さも十分にございまして、この面でも問題はないかと思われます。

営農計画書をめくっていただきまして3枚目の下の部分になりますが、収量の見込みといたしましては、地域の平均的な単収1,700キロの8割である1,360キロというふうに見込まれております。

計画書をおめくりいただきまして、最後のページになるのですけれども、営農改善計画書というものがついてございます。こちらは、現在収量の見込みと比べまして営農状況が芳しくないことから、営農改善計画書ということで提示されております。こちらのほうは、真ん中のあたりに改善策というところがありますようにごらんいただきますと、改善策といたしましてフキを増殖する、雑草除去を行う、肥料を入れるといったようなことが挙げられてございます。こちらの内容につきましては、差しかえ後のほうの営農計画書のほうには反映がされております。とりわけ現状よりもフキを多く植えつけることと、それから雑草管理を徹底することのほうに力を入れたいとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。
- ○8番生方委員 報告いたします。農地法第5条許可申請ナンバー3について、申請人から聞き取りをした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受人の代理人と譲渡人の計2名の出席でした。

質問1 現地を確認いたしましたが、数えられるほどのフキしか見当たりませんでした。雑草だらけでとても営農をし

ているとは見受けられません。そのことについてお聞かせください。

回答 フキは全面に植えたのですが、もともとひどい荒れ地だったところを、手作業で根から草をとるところから始め、ようやく貧弱ですが少しフキが残ったというところが実情です。営農への努力が足りなかったと言われればそのとおりだと思います。

質問2 確認ですが、シェアリングの更新する条件として地域の平均的な単収の8割を確保しなければいけないということ、今回はそれを審議する場であることをご存じでですよね。

回答 基準があることは知っています。ただ、始める際、関東農政局では8割が絶対条件ではなく、必ず農業をすることが重要だと聞き、そういう認識でいました。

質問3 そうだとしても、営農実績があるとはとても言えません。

回答 この3年間の取り組みが不十分であったことは反省しています。それを踏まえて営農改善計画を提出しておりますので、次回からはその計画でやらせていただけないかと考えております。

質問4 営農計画書を見ると、フキの収穫時期がおかしいです。販売計画は初めからなかったのですか。フキを 栽培するという意識が感じられない計画書です。

回答 当初は販売計画がありました。フキの栽培経験はあり、知っているつもりで意識がないというのとは違うと思います。

質問5 この場所は、実際には誰が管理しているのですか。

回答 私(受人の代理人)が来ることもたびたびありますが、主に地主さんのほか地元の知人に草刈りを頼んだり していました。今後は私ももっと頻繁に来て管理をしようと思っています。

質問6 ソーラーシェアリング(一時転用)にこだわる理由はありますか。本転用もできる場所だと思いますが。

回答 私は、太陽光発電推進の立場でずっと活動をしてきております。ソーラーシェアリングは理想の形であり非常に重要だと考えており、執着しております。

意見 それであれば、営農改善の目標を地域の平均収量の3分の1程度ではなく、きちんと8割以上を定めて見本となるような営農をするべきではないでしょうか。

回答 現状、現実に即した数値だと思っています。これは意見ですが、よほど専業しないとクリアできないような厳しい基準のためにシェアリングが廃れてしまうことを懸念しています。

意見 しかし、それでは更新の審議として話にならないのです。近郊で実際に収量8割を達成している方もいます。できない話ではないので、ぜひそこに目標を定めて努力していただきたい。努力の結果、もし至らなかったとしても、必ずしも数値のみで判断するものではありません。

回答わかりました。営農改善計画書を再考し、提出させていただきます。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

- ○7番塚越委員 7番、塚越です。これの地域の平均的な単収というのがあるけれども、さっきのは2,000キロで、これは1,700、これは自分の好きな感じにしておくのだか、どれがあれだか平均的なのだか、ちょっと。
- ○部会長 事務局、お願いします。
- ○事務局 それについては、地域の平均的な単収等は、そういったものは申請者が事前に調べて出すというふうなと ころになります。先ほど1つ前のものにつきましては2,000キロ、こちらは1,700キロでございまして、インターネットで群馬 県が出しているものにつきましては1,700キログラムが地域の、群馬県内の平均的な単収といったようなところであり ます。
- ○7番塚越委員 はい、わかりました。結構です。
- ○部会長 ほかにはどうでしょうか。 では、瀧野委員、どうぞ。
- ○9番瀧野委員 瀧野です。たびたびで恐縮なのですけれども、先ほど事務局から設定期間を1年というお話がありました。営農改善計画書では3年目で8割を目指すということになっているのですが、非常に疑問なのです。というのは、1年目はまず収穫できないと思うのです。収穫できても恐らく一、二割ぐらいかなというふうな気がします。2年目ぐらいになって初めて地下茎が繁茂していたり、縦横無尽にはうわけです。茎が繁茂した状態で出てくる。1年目というのは植えたところしか出てこないのです。ですから、2年目ぐらいになれば恐らく収量的に六、七割ぐらいどうかな。3年目で初めて100%に近い状態でなるのかなということからしますと、1年目で審査をしてくださいというのは、これは没ということを初めから宣言しているようなものです。それでよろしいのでしょうかというのが私の疑問です。
- ○部会長 事務局でいいですか。 では、事務局お願いします。
- ○事務局 済みません、委員さんのおっしゃるとおりでして、通常、約8割という基準がある以上、そちらを求めていくと ころなのですが、そちらについては3年間の延長というのが前回の事前協議の際に、それが許可が得られないと いうふうに申請者のほうも判断いたしまして、まずはそれを1年に短縮させていただいて、収量もあるのですが、ともか く営農の実態を見ていただきたいという形で、許可をいただきたいという話でございます。
- ○9番瀧野委員 その収量云々ではなくて、努力の結果を見てもらいたいということが評価項目になるわけですか ね。
- ○事務局 通常でしたらば、やはり事務局としては基準がある以上そちらは無視できないのですが、こちらの案件につきましては、まず改善の本人の意思を確認したいというところもありますので、また前回の事前協議を受けまして、こういった申請をいただいたという形になります。
- ○9番瀧野委員 フキの栽培については、草にやられて毎年この面積が縮小していくのです。ですから、毎年少しず つですけれども植えるのです。それは、翌年は収穫できないです。2年目以降から収穫できるのです。この方という か、自分がやっている経験からして知識も意識もないと思います。没にしたほうが無難ではないかなという気がしま す。

- ○1番吉井委員 私も瀧野委員と同じ意見でしたが、この計画書を見ましても、3月に植えつけて、4月、5月に収穫。これは、早い話がまず無理でしょう。フキが幾らか伸びたかどうかなんて、大体この人はどうも営農について非常に甘くみている、軽くみているのです。その事前調査報告を見ても、転用が可能であるというような状況のようですから、これは没にして本転用に申請してもらったほうがいいのではないでしょうか。こういう簡単な気持ちで1年やってもらっても、早い話が無理でしょう。
- ○部会長 1つあれなのですけれども、差しかえの差しかえが間に合わなかったというのではなくて、差しかえの差しかえ。これは、3年分の差しかえですよね。1年分の計画は、特にもらっていないのですよね。
- ○事務局 そうですね、まだいただいていません。はい。
- ○部会長 はい。
- ○事務局 瀧野職務代理、吉井委員さんがおっしゃることは、多分皆さん同じ意見を持っているのかなとは思いま す。事務局のほうはここに至るまで再三指導はしてきたつもりなのですが、とりあえず最初の申請、営農型の太陽 光というのは新しくできた制度でその最初のスタートということで、会長がおっしゃるように、最初の入り口が少し甘か ったというのは確かに事務局のほうもあると思います。では、これをどうするかというのでいろいろ考えてみたのです が、では仮にこれを不許可にした場合に撤去という形になるのです。この場所は農振農用地、青地ですので、撤 去してまた新たに太陽光のみ設置するあれは除外申請からしてやらなくてはならないのですが、除外申請も当然 太陽光パネルがあればそれは申請自体も受け付けないので、仮に受け付けても却下になってしまいますので、本 人さんからすれば、却下になれば、転用ができず、除外ができる場所であっても撤去は必ずしなければ先に進まな いということになるのです。そうすると、指導にすぐ従えばこれは全く問題ないのですが、もしなかなか従わなかった場 合は、今度は違反転用扱いということで事務局としても指導して法律に基づいて粛々とやっていかなくてはならな いのですが、それにしても最終的な段階に行くなんていうことになると、これもまた数年もかかってしまう話です。です ので、今回考えたのは確かにフキの栽培というのは何年かかかるということはうちのほうも承知しておりますので、こ の3年後改善計画が出されておりまして、1年にした場合にこの3年の計画を見た場合でまた審議していただくので すが、この3年というのがやっぱりある程度長い期間になりますので、うちのほうからすると相手に対して厳しい目で1 年1年許可をするかどうかというのを判断させていただく。それは、本人の営農の努力を見て、それで3年ではなくて とりあえず1年で再度審議をしていただくほうが結果的にいいのではないかと考えました。 仮にまた来年も1年たった ときにどうこうというのは改めて審議していただきたいと思っております。

以上です。

- ○部会長 はい。
- ○1番吉井委員 局長の言う趣旨はわかりました。そうであれば、この方もかなりシェアリングにこだわっているようです からきちんと営農してもらいたい。ということであれば、少なくとも今何本か生えているフキなんか全部埋めてしまっ て、場所があるのだか、使えるかどうかよくわかりませんけれども、場所あるところか何か使って、土壌処理とかきちっ とやって雑草の種子その他をなくした上で、それからその栽培を始めると。当然1年間の売電収入はほとんどがなく なると思います。本当にこのシェアリングにこだわって、農地にこだわるのであればそこまでやってもらわないとだめだ

と思います。そこまで求めて初めて1年許可ということで、1年をきちっとしたのであれば、その次も1年許可と。今のと 同じようなやり方で植えつけてどうのこうの、こんな活用は絶対だめです。ましてや、東京から通勤農業でそのぐらい ならきちっとやってくれるかどうかわかりません。そこまでやらせることを条件であれば1年でもいいと思います。今まで と同じようなやり方だったら、まず雑草で埋まってしまいます。場所があるので使えると思います。

- ○部会長 会長、どうぞ。
- ○依田会長 今までいろいろの会議の席で国だとか県はどう思っているのだろうか、この問題をという報告はさせてもらったつもりでいるのですが、国も農水も撤去させるということにちょっと意見は消極的ですね、そういったもの。では、80%と何で我々も下部におろすときに80%の収穫量だとか個数を設定するの。それだったら60にしなくて、50にしなくて、どこかでその辺で合理性のあるところという意見は出るのですが、なかなか現実がわかっていないというか。撤去、いや、それはすぐ撤去しなさいという方向には絶対言わないのです。いや、何とかその辺で営農指導してくださいという話だけなのです。また機会があったらこの問題も。高崎と前橋が今回出始めているところですから、逐次ほかの地区でも出てくるわけですから、そんな問題が出ようかと思いますので、その辺はまたいい案があるかなどうかななんていう質問もしますし、情報があったらまた皆さんにおつなぎしていきたいというふうに思っています。今回については、営農改善計画書の差しかえまでさせて、1年でということでいろいろ異議はあろうかと思いますけれども。営農申請を判断させてもらって、1年でこの人はやる気があるのかね、やる気がないのかねという判断をさせてもらうということでの許可ということでどうでしょうか。
- ○7番塚越委員 いいですか。
- ○部会長 はい。
- ○7番塚越委員 7番塚越です。フキが一番簡単だと思うのです。だから、これでだめならほかのものを何をつくってもだめだと思うので、1年ぜひ収穫量ではなくて、今会長もみんな事務局も言ったとおり、見てやって、このものが植えつけてあれば、それでよく生えて、それでついているし、それは。そんなもの昔から言っているとおり、フキはばかなもので風どめの高さをつくってやれと。それ以上に伸びたがる習性があると。こういうことを昔からフキは言われているので、ちゃんとついて生えていさえすれば、肥料くれればばんばん伸びます。3年が最盛期なんていうので、3年、5年ぐらいまでもう最高にとれるあれで、それからがだんだん落ちていくぐらいで。3年、5年ぐらいまで最高のものがとれる。私もつくってみて、手がないから結局加工で出したのだけれども、こんなやつは加工場に持っていけないというぐらい、いいや、早くに刈ってやったことはあるけれども。そういうような習性があるものだから、ちゃんとした管理というか、植えつけて、あえてきょうのみたいに収穫を1年は見るのではなくて、ぜひそういうので許可してやったらどうかなと私は思います。それで指導してやったら、よく言えばばんばん伸びると。そういう習性があるらしいよね。昔からよく言う、風どめの高さ以上に伸びたがる習性があるから、フキなんかばかなものだと昔から言われているのだから。そういうふうに指導やって、1年の許可でその後はちゃんとしていなければだめですよということでお願いしたいなと思います。ということでよろしく。
- ○部会長 何か補足ありますか、差しかえが。 はい。

- ○事務局 3年の改善計画を求めただけで、まだ1年の改善計画がまだ届いていませんので、それについては引き 続き提出いただくよう指導したいと思っております。
- ○部会長 それでは、3番の案件なのですけれども、1年様子を見るということで許可相当としてよろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 それでは、ナンバー3につきましては1年ということで許可相当とすることにいたします。 続きまして、ナンバー4の説明を事務局、お願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

4番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、申請地を買い受けて建て売り分譲住宅を建築したいという建て売り分譲住宅14棟の申請でございます。

それでは、別添資料に基づき説明をいたします。資料、農地法第5条許可ナンバー4の審議資料をご用意ください。

それでは、説明に入ります。1枚目をごらんください。位置図でございます。図面中央、やや左上側の赤丸で囲って示してある場所が申請地でございまして、箕郷東小学校から北へ直線距離でおよそ130メートルの位置でございます。

1枚おめくりください。周辺の案内図でございます。図面中央の赤く囲まれた部分が申請地でございまして、用途地域に近接する10~クタール未満の一団の農地の中の土地でございますので、第2種農地該当と考えられます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の方角が変わりまして左側が北となります。赤線で囲まれた筆が申請地でございます。申請地の北側と西側は道路、東側と南側は畑となってございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目は土地利用計画図でございます。図面の方角のほうはもとに戻ります。申請地には住宅が14区画、それから公園が1区画、それから新設の開発道路が1本設置がされる計画でございます。開発道路は、西側の市道から6メートル幅で一文字型に設置をいたしまして、こちらが南側の9区画の出入り口となります。また、北側のほうの5区画につきましては北側の市道より出入りをいたします。雑排水につきましては、各宅地に設置される合併浄化槽を介して雨水排水とともに、北側の市道及び新設する申請地内の道路に敷設をするU字溝のほうを通りまして、申請地の北側及び西側の道路側溝に放流いたします。

造成につきましては、主に敷地内での盛り土、切り土を行い整地をいたしまして、北側を除く外周にはL型擁壁を設置いたします。

公園につきましては、南西の部分のところに設置がされます。

続きまして、おめくりいただきまして、5枚目が建築する建物の平面図でございます。さらにおめくりいただきまして、最後の6枚目が立面図となってございます。全ての区画、ここにありますような建物が建築される予定とのことでございます。参考にごらんいただきたいと思います。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。
- ○8番生方委員 報告いたします。農地法第5条許可申請ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果を報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者2名の出席でした。

質問1 住宅14棟の建築ということですが、工事期間はトータルでどのくらいになりますか。

回答半年間程度です。

質問2 工事期間中、周辺道路に工事車両がとまり、一般の通行を妨げることはありませんか。小学校が近くにあり、通学路ですので安全面には配慮願います。

回答 極力、道路への駐車は控えるようにし、必要などきにはガードマンを適切に配置する等、安全面には十分配慮いたします。

質問3 道路側溝が小さいような気がしましたが、排水への対応は大丈夫でしょうか。

回答 北側の5区画につきましては、北側の側溝への放流となり、西側とは分かれる計画でして、計算上は問題ありません。開発指導課とも協議済みです。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。 質疑をお受けしたいと思います。

- ○全員 なし。
- ○部会長 よろしいですか。
- ○全員 はい。
- ○部会長 それでは、ナンバー4につきまして異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

5番 契約内容は売買、申請地を買い受けて小規模多機能型居宅介護事業所を建築したいという小規模多機能型居宅介護事業所の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般 住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

- 8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 9番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。
- 10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 11番 契約内容は使用貸借、現在の住居が老朽化しているため申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、本件については、開発許可の審査において調整中とのことから、今月は保留でお願いしたいと思います。
- 12番 契約内容は売買、申請地を買い受けて排水用地として利用したいという排水用地の申請でございます。
- 13番 契約内容は賃貸借、資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。
- 14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 15番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて公共工事のための事務所及び駐車場として使用したいという事務所及び露天駐車場の申請でございます。
- 16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭であり、夫婦の職場の中間点である申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭であり、妻の実家近〈の申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 19番 契約内容は賃貸借、公共工事に伴い、申請地を工事事務所及び露天駐車場として使用したいという事務所、仮設トレ及び露天駐車場の申請でございます。
- 20番 契約内容は売買、実家暮らしをしているが、独立したく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 21番 契約内容は売買、申請地を買い受けて美容室を経営したいという美容室用地の申請でございます。
- 22番 契約内容は使用貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、本件については、営農型発電の立地基準において確認中であるため、今月は保留でお願いいたします。
- 23番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 24番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請

でございます。

25番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、自動車販売業をしており、自動車のストックヤードが不足しているため申請地を買い受けて駐車場用地としたいという露天駐車場の申請でございます。なお、申請者と協議している事項がございまして、今月は保留でお願いいたします。

30番 契約内容は売買、現在の駐車場が使用できなくなるため新たに申請地を買い受けて利用したいという露 天駐車場の申請でございます。

31番 契約内容は贈与、アパート暮らしをしているが手狭であり実家近くの申請地に住宅を建築したいという分家 住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、公共事業の買収に伴い代替地として申請地を自己用及び経営する会社の車両置き場として取得したいという貸露天駐車場の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、アパート暮らしをしているが子供も生まれ手狭なため義母より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は使用貸借、アパート暮らしをしているが手狭なため義父より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが独立した〈母より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが独立した〈申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、老人ホームの新設に伴い駐車場の不足が見込まれるため申請地を買い受けて駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

38番 取り下げ。

39番 契約内容は贈与、自宅の庭として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。

40番 契約内容は使用貸借、代表者の母所有の農地の農業用倉庫等を事業で使用しており今後も使用したいため是正したい。また、残地は露天資材置き場として転用したいという露天資材置き場及び倉庫用地の申請

でございます。

41番 契約内容は売買、自宅から市道へ出入りする通路が狭く不便なため申請地を買い受けて拡幅したいという通路用地の申請でございます。

42番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を 建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、現在の住居が手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財試掘調査を行うに当たり調査用地として使用したいという埋蔵文化財試掘調査用地の申請でございます。

50番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

51番 契約内容は売買、売電事業を営んでおり申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

52番 契約内容は売買、売電事業を営んでおり申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は賃貸借、現在使用している豚舎が主要地方道の建設計画地に該当するため申請地に新たに豚舎を建築したいという農業用施設の申請でございます。

55番 契約内容は売買、土建業を営んでおり申請地を買い受けて露天資材置き場として使用したいという露天 資材置き場の申請でございます。

56番 契約内容は売買、隣接地でプレス加工業を営んでおり申請地を買い受けて資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

57番 取り下げ。

以上、農地法第5条の規定による許可申請の一括案件につきましては、取り下げ2件を除く51件でございます。ご 審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

会長。

- ○依田会長 申請ナンバー22番の今回は保留ということで県に問い合わせの件でということなのだけれども、見通しとしてはどうなのだい。現場見たら、かなり田んぼの周りに影響を与えるようなところなのかい。
- ○部会長 事務局。
- ○事務局 県のほうとしましても、恐らくは見込みが、許可基準にはやはり当てはらまないのではないかということで、その方向で考えているみたいです。高崎市としましても、その報告を受けまして申請人に伝えたところ、申請人からまた意見を述べたいという話が来ておりまして、もし県のほうでそういった見込みがないよというお話いただいた際には来月、今回保留いただきたいなと思うのですが、来月議案を保留した後に聞き取り案件というものにさせていただいて、申請人から1回その許可の基準に対してお話ししたいということもありますので、聞き取りを事務局のほうで今考えているという段階でございます。
- ○部会長 はい。

どうぞ。

- ○1番吉井委員 1番、吉井です。50番は何かハクサイを栽培しているというから、年一作どの〈らい収穫しているのでしょうか。
- ○部会長 事務局。
- ○1番吉井委員 7トン。
- ○事務局 そうですね、7トンです。10アール当たり7トンで5.6トン。
- ○1番吉井委員 総面積はあれてしょう、700平米ぐらいでしょう。
- ○事務局 10アール当たりの収量。
- ○1番吉井委員 10アール当たりの。
- ○事務局 ええ。7トンをこちらの面積に持ってくるという形になりますので。
- ○1番吉井委員 これは700平米でハクサイだけあれでしょう、パネルの下には栽培はできないのですよね。
- ○事務局 こちらの記録ではパネルの下で。
- ○1番吉井委員 パネルの下でハクサイやるのですか。
- ○事務局 ええ。ということで伺っております。

- ○部会長これも、初めてのあれなので。
- ○1番吉井委員 作物もあれでしょう、太陽がいっぱい当たらなければうまくならないのではないのか。
- ○3番深井委員 3番の深井です。パネルの張り方もあるのではないですか。多分今までの張り方みたいにべたっと 張っていってしまってやるのではなくて、交互にやるとかという形で光が満遍なく入るような張り方あるのではないかな と思うのです。だから、それはわからないです。どういう形。計画しているのだか。
- ○部会長 では、事務局。
- ○事務局 パネルの張り方につきましては、通常の露地ものの張り方と同じでして、特によく水耕栽培とかで使っている形のではない形になります。パネルの土地に対しての単純な遮光率は52%、約半分が遮光してしまうという形になっております。意見書としましては、1日に2時間日照も得られれば育つというふうに意見書の中ではうたわれております。

以上でございます。

- ○1番吉井委員 農業をやっている立場から言うと、これはなかなかいいよとは言わないよね。
- ○部会長 だめなほうのがあれかもしれないけれども、この法人はいろんな対応はするかなども思うのですけれども、どうでしょうか。
- ○部会長 事務局。

以上でございます。

- ○事務局 この法人につきましては今その水耕についても今後また新たなことを計画していまして、その中でもいろんな作物をつくっていきたいという思惑があるというふうに伺っています。また、こちらもその一環として通常の陰性の作物に限らず、こういったものをやっていきたいという一環で、試したいということでございまして、確かに委員さんがおっしゃるとおり、だめな場合は次の作物という話になるかなという可能性もあるとは思います。
- ○部会長 ほかに皆さんから意見はこの件に関してありますか。 はい。
- ○17番大山委員 3年後にこの太陽光もやって、今になってこの審議して、何であんなものを許可したのだろうというのが今の現状なので、また今ここでそれをやって3年後の何で悪いのがわかっていてとか、いいのが。いいとか悪いとかは別だけれども、3年後にまた審議する事態が起きるという、そういう問題ばかりで。そんな心配していれば、何でもできないと言えば何でもできないのだけれども、一番慎重になるところではねえかなと思って3年後にさっきやったひどいの、いろいろ3年後の話題になって。3年前に許可するときもちょうど俺なんかやったものだから、そしたらそのときに、そういう事態になるかならないかはこれからの。何でもやってみなければわからないというのが本当だろうと思うのだけれども、この辺の審議は事務局にみんなおっかぶせてしまう腹はないし、みんなして考えて何かしなければならないのではないかなと思って。だから、さっきも会長が言ったように、結局、県も農林省も全部が3年後になってみればわかるよというような答えっきり返ってこないのが本当だと思うし、また何かやらなければ今の農業はやっていけないのだというあれもあるし。だから、細かい話すれば、固定資産税がどうのこうのになってしまうので、何でもいいからつくっていれば固定資産税が安く上がっているのだという考え方も出てくるのではないかなと思うから。そんないからつくっていれば固定資産税が安く上がっているのだという考え方も出てくるのではないかなと思うから。そんな

こと言っていれば何でも審議していて大ごとになってしまうだけなのではねえかなと思うので今まで黙っていたのだけれども、この辺のところはよく事務局のほうで調べてもらって、何か強制的なことはできるようなあれを一筆入れられれば本当はいいかもしれないけれども、3年間何もしなかったらもう即撤去というまで入れなければ、これからはできないのではねえかなと。

- ○部会長 そうですね。それとあと、事務局に確認なのですけれども、この土地の周りはどういう状態になっているのですか。
- ○部会長 はい。
- ○事務局 中里地区になりまして、この法人が営農して集団の農地のすぐ南側になりますので、そこはもともとこの法人の一団の農地につながる農地でございます。
- ○部会長ほかには被害というかないわけですか。
- ○事務局 及ばないです。
- ○部会長 及ばないのですか。
- ○事務局 はい。
- ○依田会長 意外とこの法人が最初のうちは大丈夫だろうかと思っていたのだけれども、一生懸命やっていて成果を上げているのです。いろいろの、水耕栽培もかなりいいものをつくっているようです。だから、とりあえずは見てみるよりは仕方ないのかなと。潰しがきくというか、職を変えるのに意外の速さというのはこの法人は早いのです。これはだめだ、どうもだめそうだなと思ったら、ほかに作物を転換していくというやり方は。先ほど言ったように自分で売り口を持っているというのは強いなと思うね、ああいうところは。販路を自分で確保していくというところは。
- ○部会長 どうぞ。
- ○16番齋藤委員 16番、齋藤です。ハクサイの場合は4カ月ぐらいで成果が出るから、ことしはだめとして来年の8月 の末ぐらいですか、播種して12ぐらいで4カ月で出るから来年中に成果がもう見られるので、そのときだめだったらもう 指導するとかという、そういう形をハクサイの場合はタマリュウなんかと違ってとれるのではないですか。
- ○部会長 はい。
- ○1番吉井委員 この法人の耕作状態、今現在どういう状況なのですか。
- ○部会長 どういう状況か。事務局。
- ○事務局 昨年度末と今年度当初に向けてこのシェアリングについては、まだ耕作までは行っておりませんで、特に 倉渕地区、そういったところと、あと上室田、それから榛名地区についてはまだ支柱が立ててパネルを張っている状態でございます。なので、まだ営農は多分そのパネルを全部張り切ってからするというふうになるかと思いますので、 そちらの去年の末とことし当初に受けたことについて、まだ営農が始まっていない状態でございます。
- ○1番吉井委員 現在まで、今まで何も耕作していなかったということですか。
- ○部会長 はい。
- ○事務局 倉渕については、比較的ちょっと荒れた土地だったというふうには伺っております。
- ○1番吉井委員 畑作というのは、耕作していない土地というのはだめなのです。要は保水力、保肥力ないですか

ら、私のほうで集落営農から始まった当初でも、県のほうから麦作だけでは経営大変だろうから、野菜でも複合経営をやれという指示がありましたけれども、佐野の営農生産組合ではハクサイ、キャベツをやったのです。私も、今までもそういう耕作していなかった土地を利用したこともあるのです。試験的に最初にソルゴーまいて、その生育状況、大体ソルゴーだけではろくに育たないのです。そういう状況で、十何年も追肥して何とかソルゴーして、それで仕込んでいって、結局地力がないのです。ですから、特にハクサイとかヨウサイ類とか、キャベツとか、ハクサイなんか全然まかないです。もうそばで見た人がそんなに肥料入れるのかというぐらい入れても、結局保水力、保肥力がないから、雨が降れば土はかたくなる、肥料は流れてしまって。恐らくこのヨウサイ、特にハクサイなんてというのは、これは相当の地力がなければまかないです。そうでしょう。だから、今まで何にもやっていなかったところへいきなりパネル張って、肥料まいて、種まけば育つ。そんなものではないのです。ちょっと甘過ぎるのだよね。特に水田農業は、それは水が入るから草さえ生やさなければ、それは七、八百ぐらいのものがとれるけれども、畑作農業というのは土づくりこれをしっかりやらなければ、まず平均収入の8割どころか半作もできないです。ハクサイなんていうのは、まず初年度なんてまかないし、売り物にならないです。

- ○事務局長 担保する書類は何かある。8割を。
- ○部会長 はい。
- ○事務局 担保している書類は、そのハクサイの申請というのが先ほど1日に2時間ぐらい日照を得られればということから、パネル下でも育ちますという意見書がついているように見たのです。なので、そのほかのことにつきましては、 ちょっと申しわけないのですが、ここには記載がございません。
- ○依田会長 中里については、今許可をもらっているところだから、これからになるわけだろうね。
- ○事務局 そうですね。もう始まっているところとこちら……
- ○依田会長 倉渕のほうは前に始まっているけれども。
- ○事務局 倉渕はそうですね、パネル立てて耕作はこれからという。
- ○部会長 箕郷のほうが大変だという人が。
- ○1番吉井委員 パネル張る前に1回つくってもらえばいいではないの。今からというのはまだハクサイのやつ間に合うのだから。ことしハクサイの苗を植えて、それこそ収穫になったら、それからオーケーすればいい。だから、そうすれば来年の1月に張ればいいのだから。
- ○依田会長 いや、我々農家は初めてやることというのは1回少しつくってみて、どうなるのか、手応えがあるのかなと 思ってやるのが普通なのだけれども。
- ○部会長どうしましょうか。
- ○1番吉井委員 保留で、だからことしの秋作で1回つくってもらえばいいんだよ。
- ○部会長 事務局、お願いします。
- ○事務局 この申請内容が不備があったりとか、中身がおかしいものであれば確かに。保留というのは、今のお話聞 〈とちょっと不許可的な感じになってしまうかと思うのですが、むしろ今回のこちらの案件につきましては、まだ更新と いうわけではないので、1度もし皆さんの意見がまだ聞き取りが足らないよということであれば、今月につきましては保

留いただいて、翌月、済みません、ちょっとここは一般案件にさせていただいたのですが、調査案件という形で実際耕作したかどうか聞き取りいただいて、実際その作物をどう考えているかというのを聞いていただくというのもありなのかなとは考えております。

- ○依田会長 保留にしても、1カ月かどこか、そこらでまた結論を出さなければならないな。
- ○事務局 そうですね、聞き取りをさせていただいて、実際に聞いていただいて、皆さんの実際の営農体系、内容を よく確認いただくという形になります。
- ○依田会長 常識からいってハクサイだけならなかなかパネルの下ではできないであろうから、ちょっと研究させてくれ ということでの保留理由にするならいいけれども。
- ○部会長 聞き取りを第一に。
- ○事務局 そうですね、それは基本可能だと思います。
- ○部会長では、この案件50番は、そういう形で聞き取りを来月のときにして、それから皆さんのほうに報告をして、それ で結論を出す形でよろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長では、その50番のほかには意見どうでしょうか。 よろしいでしょうか。
- ○全員 なし。
- ○部会長 それでは、11番、22番、29番、50番が保留、38番、57番が取り下げ、そして49番、51番につきましては、 許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。また、その他の案件につきまして は、許可相当としてよいか伺います。よろしいですか。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 はい。
- ○事務局 済みません、先ほどの50番が保留になったということですので、当然こちらと関連の3条のナンバー14についても保留という形で。
- ○部会長 はい、わかりました。今事務局から説明がありました3条のほうもということで保留になりますので、よろしくお願いします。

そのほかにつきましては、許可相当とすることといたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について

1番 転用目的は太陽光発電設備設置用地、農地法第5条許可を前提とした農地法関係競売農地の買受 適格証明でございます。 ○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

よろしいですか。

- ○全員 なし。
- ○部会長 異議がなければ適格相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 適格相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号 農用地利用集積計画について

利用権を設定する新事業は市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て報告することにより安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は平成28年9月6日公告予定の農用地利用集積計画です。 別紙でお配りしている高崎市農用地利用集積計画をごらんください。お手元にあります資料は、利用権設定関係者、利用権設定をした土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型かつ使用状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画についてご説明させていただきます。昨年11月に榛名、群馬、箕郷地域の営農生産組合が農事組合法人として法人化されたことにより、今までは個人で耕作をしていたものを麦期のみ法人が借りるように利用権設定したものです。また、説明に関連した利用権設定も1件ございます。最終項の総括表をごらんください。設定される筆数は161筆、設定される面積は19万3,827平米となっております。貸借期間は全て5年間で、使用貸借となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどお願い申し上げます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

はい。

- ○全員 なし。
- ○部会長 それでは、異議がなければ決定してよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○部会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、報告事項、報告事項第1号から第4号まで事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は店舗つき共同住宅及び長屋建て住宅、用途指定区分につきましては第1種住居、ほか2件、計3件の届け出につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございます。用途指定区分は、第1種住居、ほか41件、計42件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約内容は賃貸借、合意解約、ほか4件、計5件につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

ナンバー1につきましては、こちらは5月の農地部会におきましての案件でございましたが、開発指導課との調整が当時は整わず、そちらの調整が整いましたので、7月27日付をもって許可書を交付いたしました。2番以降につきましては、先月の農地部会において許可相当とした案件のうち4条が5件、5条が51件、またそのうち農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行った案件につきましては、ナンバー2、ナンバー42でございます。そちらにつきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構のほうから回答をいただいておりまして、またその他の案件につきましても法令との協議も調いましたので、8月22日付で許可相当といたしました。

以上で報告を終了いたします。

- ○部会長 1号から4号、そのほかのことについて事務局から説明ありますか。ないですか。何かあるようでしたら。
- ○事務局

(事務局よりその他の事項について報告)

○部会長 そのほかは大丈夫ですか。よろしいですか。皆さんのほうから何かございますか。よろしいでしょうか。

○全員 なし。

◎閉会の宣告

○部会長 そうすれば、以上で第26回農地部会を終了いたしたいと思います。 お疲れさまでした。

午後 4時30分 閉会